

# 平成17年度の国民健康保険税

平成17年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月8日(金)に発送の予定です

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険(国保)の加入者の皆さんが、病気やけがをしたときの医療費や介護保険の介護サービス費用に充てられる大切な財源です。平成17年度の国保税の税率は、下表のとおりです。

国民健康保険税の税率

区分		平成17年度	平成16年度
医療保険分	所得割額	5.26%	5.26%
	資産割額	19.95%	19.95%
	均等割額	21,100円	17,300円
	平等割額	8,000円	8,000円
	課税限度額	53万円	53万円
介護保険分	所得割額	1.20%	1.11%
	均等割額	14,900円	11,700円
	課税限度額	8万円	8万円

## 平成17年度の変更点

### 介護保険分の税率改定

介護保険の介護サービス費用(介護給付費)が伸びていることにより、国保加入者のうち40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)が負担する介護給付費納付金が増加し、財源不足が見込まれるため、介護保険分の税率が改定されました。

所得割額 1.11% → 1.20%  
均等割額 11,700円 → 14,900円

### 医療保険分の均等割額

医療保険分については、昨年度に税率を改定しましたが、その際に、急激な負担の増加を軽減するため、平成16年度分に限り、均等割額を21,100円のところ17,300円とする軽減措置がとられました。

平成17年度からはこの軽減措置がなくなり、均等割額は21,100円となります。

加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

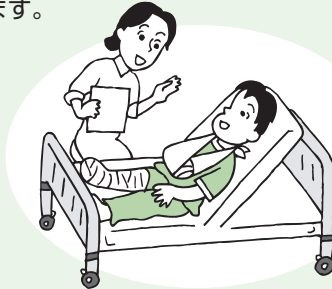
国保税に関する  
問合せ

保険年金課保険税係  
☎042(346)9530

### 国保税の使いみち

#### 医療保険分

病気やけがをしたときの医療費や、出産や死亡の際の給付などに充てられます。



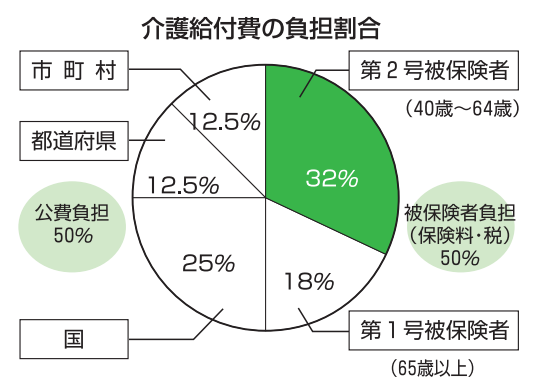
#### 介護保険分

介護保険の介護サービス費用に充てられます。



### 介護サービス費用の負担

介護給付費は、利用者本人の1割負担を除く50%は、国や東京都、市からの公費で負担され、残りの50%は、介護保険の被保険者(加入者)が負担することになっています。このうち、40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)は32%を負担することになっています。



#### 平成17年度の介護給付費 (国の予算概要から)

- ・ 国全体の介護給付費 約6兆円
- ・ 全国の第2号被保険者が負担する額 1兆9,190億円
- ・ 全国の第2号被保険者数 4,250万人
- ・ 第2号被保険者一人当たりの負担額 45,200円

国保をはじめ、健康保険組合、共済組合、政府管掌の健康保険などすべての保険者は、この全国一律の一人当たりの負担額45,200円にそれぞれの加入者数を乗じて算定した額を、介護給付費納付金として納付することになっています。

小平市の国保の平成17年度介護給付費納付金は、約8億6,000万円となり、平成16年度と比較して、14.5%の増となります。

この介護給付費納付金のおよそ半分については、国の負担金などが交付され、残りの半分の4億3,000万円について、国保税の介護保険分として賄わなければならない。

これに対して、従来の税率で推計すると、約5,600万円の不足が見込まれるため、介護保険分の税率を改定する必要が生じたものです。

## 便利な口座振替をご利用ください

国保税の納付には、便利で、安心、納め忘れのない口座振替をご利用ください。

### 申込方法

#### ①金融機関・郵便局の窓口で申し込む場合

納税通知書、預(貯)金通帳、届出印を持参し、市の指定金融機関(金融機関名は、納税通知書に記載しています)または郵便局で申し込んでください。

市外の金融機関などには、口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前に問い合わせてください。

#### ②市役所に郵送で申し込む場合

納税通知書に同封の口座振替依頼書に必要な事項を記入のうえ、預(貯)金口座の届出印を押印して、郵便ポストに投かんしてください。

### 振替の確認

「振替済みのお知らせ」は、省略しています。振替を確認する書面が必要な場合は、申し出てください。

口座振替など納付に関する問合せ 収納課 ☎042(346)9526